犯罪被害者等の刑事手続への関与

犯罪被害者の権利と被害回復
刑事手続への当事者としての関与は否定

2004年12月1日に成立した「犯罪被害者等基本法」に犯罪被害者に対して取り組むべき基本的対策として掲げられた①相談や情報の提供，②損害賠償請求についての援助，③給付金制度の充実，④保健医療や福祉サービスの提供，⑤安全の確保，⑥居住・雇用の安定，⑦刑事手続への参加，⑧捜査や公判過程での配慮等の課題については，現在，内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」の下で議論が進められている。具体的施策は，2005年12月を目処に「犯罪被害者等基本計画」として策定される予定である。

日弁連は，2005年6月17日，検察官の訴追・訴訟活動について，被害者らの情報収集の機会を確保し，その意見が適切に反映されることを可能とするため，被害者らに公判前に必要な証拠を閲覧させたうえで，検察官に質問や意見表明を行なうことができる制度の導入と，被害者等が弁護士の援助を受けて刑事手続に関連する手続（告訴，検察審査会への申立，記録の閲覧謄写，意見陳述等）を行なう場合には法律扶助が受けられるよう，現在民事裁判等手続の準備や追行等に扶助対象が限定されてしまっている法律援助法を改正すべきであるとの意見表明を行なった。

しかし，日本では，社会公共の関心事である犯罪については，国家が理性的に処理する方が合理的であり適切であるとの認識の下，私的復讐を公的刑罰に昇華させ，国家機関である検察官が，被害者の意見や処罰感情等を考慮したうえで，公益的立場から訴追及び訴訟追行を責任を持って行なうという仕組みが採用されている。そのため，このような制度の下で，被害者らが当事者あるいは検察官を補佐する者として直接刑事手続に関与し，訴訟行為（証拠調請求，証人尋問，被告人質問，意見陳述，求刑，上訴等）を行なうことは，国家刑罰権の適正な行使に影響を与えるもので適切ではなく，被告人が防御すべき対象も拡大し，道義的責任を感じている被告人には萎縮的効果を与え，被害者らの感情が事実認定に影響を与える可能性も否定できない。それゆえ，日弁連は，被害者等が当事者あるいは検察官を補佐する者として直接刑事手続に関与し，訴訟行為を行なうことについては，消極的な姿勢をとっている。

また，被害者等の労力を軽減し，簡易迅速に損害の回復や経済的支援を実現できるようにすべきであるとは述べつつも，手続が異なる刑事裁判と民事裁判（証明の程度，過失相殺等における立証責任の所在，自白法則，控訴審の構造等）を同一手続で行なおうとする附帯私訴や損害賠償命令制度の導入は，刑事被告人に保障された迅速な裁判を受ける権利等，憲法上の権利にかかわる種々の問題があること等から反対を表明し，わが国にふさわしい新たな制度を検討すべきであるとしている。

もとより，国家による刑罰権の適正な行使のためとはいえ，誰もが遭遇する可能性のある犯罪被害について，たまたま被害者となってしまった者だけに，その負担を負わせることは公正とはいえない。犯罪被害者の権利は守られなければならず，医療・生活保障・精神的支援等，被害回復のための制度の確立は国や社会の重大な責務である。犯罪被害者の救済問題については，刑事手続への関与とは別の実効性のある制度をめざしつつ取り組んでいく必要があろう。

信託法改正問題

80年ぶり，初めての大改正
包括的な信託法へ

金融の自由化の進行に伴い，多様なサービスを求める声が強まり，1922（大正11）年制定の信託法も，約80年ぶりに初めて全面改正されることになった。

改正の基本理念は，

①商事信託を中心に発展してきた信託法理を基本法である信託法の中に取り込み，商事信託と民事信託に共通する包括的なルールを作ること

②統一的・包括的な信託法を維持しつつ，多様性に応えられるよう大幅な任意法規化をはかり，自由な活動を促進すること

③受益者の保護を徹底すること

である。

7月1日，法制審議会信託法部会が検討中の「信託法改正要綱試案」が明らかにされた。忠実義務違反があった場合，受託者にそれによって得た利益全部をはき出させる責任を課すとともに，忠実義務を任意法規化し，委託者と受託者の間に定めがあれば，受託者と受益者の利益が相反する場合でも，受託者が資産の賃借や取得，転売を行なうことを認めること等を内容としている。7月中旬には1か月の期限で同試案に対するパブリック・コメントを募集し，年内には要綱をとりまとめ，来年の通常国会には改正案の提出が予定されている。内容は多岐にわたるため，改正要綱試案の詳細は，今後，公開されるパブリック・コメント募集のホームページで確認されたい。

（司法改革総合センター副委員長　石黒 清子）

動き

ゲートキーパー問題

日弁連の行動指針が理事会で可決承認
現実的対応を選択

6月17日，ゲートキーパー制度に関する日弁連の行動指針が理事会で可決された。今後は，FATF勧告への反対を当然の前提としつつも，かかる行動方針（詳細はLIBRA2005年6月号羅針盤参照）に従って運動を展開していくことになる。

社会保険労務士法の改正

民間ADRにおいて，
社会保険労務士にも単独代理権を容認

6月10日，民間ADRにおける60万円以下の少額事件について，社会保険労務士に単独代理権を容認することを主な内容とする改正法（詳細はLIBRA2005年4月号羅針盤参照）が成立した。社会保険労務士が，使用者側を依頼者としていることが多いことや資格試験科目に民法や民事訴訟法がないこと等から，職務の中立性，公正性，紛争解決業務に関する専門能力の有無等については，今後，運用を注意深く見守っていく必要があろう。